



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年5月21日（木）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技 術 検 査 課	建 設 業 企 画 監	中 島	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

## 入札参加資格停止の措置について

### 1 概 要

(株)大林組が代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」（東海旅客鉄道（株）発注）において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、同社社員が、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたことについて、同社及び同社社員2名が、令和8年3月24日に<sup>かじかざわ</sup> 鯨 沢 簡 易 裁 判 所 から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

### 2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第6号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

### 3 停止措置業者

(株)大林組（本社：東京都港区）

### 4 停止期間

令和8年5月22日から令和8年7月21日まで（2カ月）

### 5 参 考

- 「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」（抜粋）  
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は**別表第2**に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

#### 別表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1カ月以上9カ月以内